

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市長	会計室	0	0	0	4
	市長室	2	0	0	14
	総務企画局	1	0	0	9
	財政局	0	7	0	23
	市民局	3	17	3	69
	こども未来局	8	37	1	92
	保健福祉局	11	33	5	205
	環境局	4	9	0	60
	経済観光文化局	3	4	0	34
	農林水産局	0	2	0	31
	住宅都市局	3	13	2	93
	道路下水道局	4	9	1	47
	港湾空港局	0	2	0	17
	区役所	1	0	2	7
	小計	40	133	14	705
議長		2	2	0	4
教育委員会		1	20	0	48
選挙管理委員会（市・各区）		0	7	0	73
人事委員会		0	0	0	0
監査委員		0	0	0	1
農業委員会		0	0	0	4
固定資産評価審査委員会		0	0	0	1
公営企業 管理者	水道局	1	2	0	15
	交通局	0	2	0	7
消防長	消防局	4	3	0	39
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	1	0	1
福岡市住宅供給公社		0	2	0	6
福岡市土地開発公社		0	0	0	1
合 計		48	172	14	905

備考 現在数とは、令和3年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部開示	非 開 示			却下	期間延長	期限の特例	取下げ
				非開示情報	不存在	存否応答拒否				
R 1	3 8 7	1 5 1	1 5 2	4	9 1	1	0	3 4	0	1 2
R 2	4 1 1	1 4 2	1 8 9	1 0	8 2	4	2	2 7	0	4

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
R 1	1	0	0	1	0	0
R 2	2	0	0	2	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
R 1	0	0	0	0	0	0	0
R 2	1	0	0	0	1	0	0

実施機関別の請求件数は、**表5**のとおりです。

(单位:件)

備考

- 119 -

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		令和元年度		令和2年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	7, 205枚	72, 050円	4, 368枚	43, 680円
	カラー	3, 658枚	109, 740円	231枚	6, 930円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0枚	0枚	0円
CD-R		4枚	280円	0枚	0円
DVD-R		0枚	0枚	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0巻	0巻	0円
総 計		182, 070円		50, 610円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面) 10円、カラー1枚(片面) 30円、
写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、
CD-R 1枚70円、DVD-R 1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や、不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和2年度の不服申立ての件数とその処理状況は、表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和2年度	4	0	0	0	0	0	4	0

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

令和2年度及び過年度分の不服申立てで、令和2年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第138号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る経過記録等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成30年11月8日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・徴収事務等に関する情報であり、開示することで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 非開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成30年11月26日
諮問年月日	平成30年12月25日
審議会開催日	令和元年12月11日、 令和2年1月31日、2月28日、3月30日、6月17日
答申年月日	令和2年6月19日
答申内容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。 実施機関が行った一部開示決定処分のうち、次の部分については、開示すべきである。（「次の部分」は省略）
裁決年月日	令和2年7月16日
裁決内容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第139号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る収納状況等に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成31年2月1日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第3号 ・ 該当箇所は業務に使用するコマンドボタン並びにレイアウト等であり、開示することにより当該法人の権利や競争上の地位を脅かし、利益を害する虞があるため。 非開示決定 ・ 開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年3月18日
諮 問 年 月 日	平成31年4月17日
審 議 会 開 催 日	令和元年12月11日、 令和2年1月31日、2月28日、3月30日、6月17日
答 申 年 月 日	令和2年6月19日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年7月16日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第140号)	③不服申立て事案についての諮問
	「審査請求人に対して行った全ての行政処分行為に至った経緯が記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成31年3月22日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第6号 ・ 徴収事務等に関する情報であり、開示することで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月10日
諮 問 年 月 日	令和元年5月10日
審 議 会 開 催 日	令和元年12月11日、 令和2年1月31日、2月28日、3月30日、6月17日
答 申 年 月 日	令和2年6月19日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分のうち、次の部分については、開示すべきである。（「次の部分」は省略）
裁 決 年 月 日	令和2年7月16日
裁 決 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第142号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との対話内容等が書かれた書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年2月4日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報を一部保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第143号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課が関連部署に確認した内容が書かれた書類等」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年2月13日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報を一部保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第144号)	③不服申立て事案についての諮問
	「事故報告書等」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年3月13日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第145号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者の主張等が正しく記載された報告書等に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年3月18日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第146号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課の対応の真意が記載された書類」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年3月18日
非 開 示 理 由	・開示請求に係る保有個人情報の公文書を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第147号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録等に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年4月3日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年4月17日
諮 問 年 月 日	令和元年5月17日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第148号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年4月26日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年5月8日
諮 問 年 月 日	令和元年6月3日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第149号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	平成31年4月26日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年5月8日
諮 問 年 月 日	令和元年6月3日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第150号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和元年5月15日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年5月16日
諮 問 年 月 日	令和元年6月11日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第151号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和元年5月15日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年5月16日
諮 問 年 月 日	令和元年6月11日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第152号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当課が開示請求者に電話連絡や郵便物を送付するなどした記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（中央区市民部納税課）
決 定 年 月 日	令和元年5月27日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・第三者の個人情報及び行政運営情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年6月11日
諮 問 年 月 日	令和元年6月27日
審 議 会 開 催 日	令和2年11月18日、12月2日 令和3年1月13日
答 申 年 月 日	令和3年2月4日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。（「別表に掲げる部分」は省略）
裁 決 年 月 日	令和3年3月2日
裁 決 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第153号)	③不服申立て事案についての諮問
	「担当部長との折衝記録に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和元年6月19日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年8月29日
諮 問 年 月 日	令和元年9月5日
審 議 会 開 催 日	令和2年6月17日、7月8日、8月3日、9月9日、10月14日
答 申 年 月 日	令和2年11月9日
答 申 内 容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	令和2年12月8日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第154号)	③不服申立て事案についての諮問
	「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社理事長（福岡市住宅供給公社保全課）
決 定 年 月 日	令和元年6月21日
訂 正 拒 否 理 由	請求者が訂正を求めている対象は、主観的要素を含む評価・判断であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年8月16日
諮 問 年 月 日	令和元年9月10日
審 議 会 開 催 日	令和3年1月13日、2月3日、3月26日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第155号)	③不服申立て事案についての諮問
	「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和元年8月7日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 ・公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年12月13日
諮 問 年 月 日	令和2年1月7日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第157号)	③不服申立て事案についての諮問
	「住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付状況」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（東区市民部市民課）
決 定 年 月 日	令和2年4月27日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年6月1日
諮 問 年 月 日	令和2年6月15日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第159号)	③不服申立て事案についての諮問
	「職員ヒアリング結果に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長
決 定 年 月 日	令和2年10月5日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 ・公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和2年10月27日
諮 問 年 月 日	令和2年11月10日
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第160号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した耐震改修工事費補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局建築指導部建築物安全推進課）
決 定 年 月 日	令和2年3月10日
非 開 示 理 由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年3月31日
諮 問 年 月 日	—
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第161号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した耐震改修工事費補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局建築指導部建築物安全推進課）
決 定 年 月 日	令和2年3月10日
非 開 示 理 由	・ 開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年3月31日
諮 問 年 月 日	—
審 議 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

④について、令和２年度に審議会で処理したもの等の概要は**表９**のとおりです。

表 9

諮 問 の 概 要 (諮問第158号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部保険年金課）
諮 問 年 月 日	令和２年６月２５日
答 申 年 月 日	令和２年１２月２５日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

（１）公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしています。報告があったものの概要については**表１０**のとおりです。

表 10

(報告事案117号) 取 扱 い の 概 要	特別定額給付金は、DV避難者等が「DV避難申出」を行った場合、住民票上の世帯主とは分けて申請手続きを行うこととされている。 児童手当の手続きにおいて把握しているDV避難者等に対し、特別定額給付金の「DV避難申出」の制度案内を行うため、児童手当受給者情報を利用したものの。
実 施 機 関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報 告 年 月 日	令和２年５月２８日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課（児童手当担当）
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課（DV支援施策担当）

(報告事案118号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は要介護2かつアルツハイマー型認知症であり、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和2年6月16日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案119号) 取 扱 い の 概 要	地下水汚染が発見された場合に、原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 道路下水道局下水道料金課から入手した井戸所有者のデータをもとに、環境局環境保全課において調査等を行ったもの。
実 施 機 関	福岡市長（環境局環境監理部環境保全課）
報 告 年 月 日	令和2年6月17日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先（利用する課）	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案120号) 取 扱 い の 概 要	土壌・地下水の汚染が発見された場合に、原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 水道局営業企画課から入手した井戸所有者のデータをもとに、環境局環境保全課において調査等を行ったもの。
実 施 機 関	福岡市長（環境局環境監理部環境保全課）
報 告 年 月 日	令和2年6月17日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	水道局総務部営業企画課
提供先（利用する課）	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案121号) 取 扱 い の 概 要	平成30年11月18日執行の福岡市長選挙及び平成31年4月7日執行の統一地方選挙において、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るために製作した選挙公報（点字版・音声版）を送付するにあたり、視覚障がい者に対する市政広報の充実を図るために市政だよりの点字版・音声版を発行している市長室広報戦略室広報課から利用者名簿の提供を受けたもの。
実 施 機 関	福岡市長（選挙管理委員会事務局選挙課）
報 告 年 月 日	令和2年6月23日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	市長室広報戦略室広報課
提供先（利用する課）	選挙管理委員会事務局選挙課

(報告事案122号) 取 扱 い の 概 要	平成 30 年 11 月 18 日執行の福岡市長選挙及び平成 31 年 4 月 7 日執行の統一地方選挙において、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るために製作した選挙公報（点字版・音声版）を送付するにあたり、視覚障がい者に対する市政広報の充実を図るために市議会だよりの点字版・音声版を発行している議会事務局調査法制課から利用者名簿の提供を受けたもの。
実 施 機 関	福岡市長（選挙管理委員会事務局選挙課）
報 告 年 月 日	令和 2 年 6 月 2 3 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	議会事務局調査法制課
提供先（利用する課）	選挙管理委員会事務局選挙課

(報告事案123号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は施設入所中であり、同施設が新型コロナウイルス感染拡大防止のため面会不可であることから、資料提供についての同意欄への記載が困難であるとの家族の申し出により、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和 2 年 7 月 2 1 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案124号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は認知症であり、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和 2 年 8 月 1 8 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案125号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は認知症であり、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和2年9月10日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案126号) 取 扱 い の 概 要	①施設入所等児童等 特別定額給付金は、基準日に住民登録のある世帯の世帯主へ支給されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な支給を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなる。 そのため、対象者の居所である施設等へ申請案内や住民登録地での給付停止を行う必要があることから、施設所管課が保有する情報を利用したもの。 ②措置入所等障害者・高齢者 国で定める「措置入所等障害者・高齢者」のうち、基準日までに住民票を施設に移せていない者は、その養護者によって給付金申請が行われなようにする配慮が必要とされ、本人への確実な支給を目的として、申請案内等を居所である施設等へ送付する必要があることから、施設所管課が保有する情報を利用したもの。
実 施 機 関	福岡市長（市民局総務部特別定額給付金課）
報 告 年 月 日	令和2年9月17日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	①こども未来局こども部こども家庭課、こども未来局こども総合相談センターこども支援第1課、保健福祉局障がい者部障がい福祉課 ②保健福祉局障がい者部障がい者支援課、保健福祉局高齢社会部事業者指導課、保健福祉局高齢社会部高齢福祉課、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課
提供先（利用する課）	市民局総務部特別定額給付金課

(報告事案127号) 取 扱 い の 概 要	特別定額給付金は、基準日に住民登録のある世帯の世帯主へ支給されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な支給を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなる。 そのため、措置等を行った自治体より、住民票所在市町村と施設所在市町村へ情報提供を行う取扱いとされている（住民票所在市町村へは支給停止依頼、施設所在市町村へは支給依頼の連絡を行う）。 したがって、本市が入所措置等した児童等については、住民票所在市町村と施設所在市町村への情報提供を行い、確実に対象者本人に給付金を支給する必要があるため、事務処理に連続性があり個人情報の利用もやむを得ないと判断し、情報提供を行ったもの。
実 施 機 関	福岡市長（市民局総務部特別定額給付金課）
報 告 年 月 日	令和2年9月17日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	市民局総務部特別定額給付金課
提供先（利用する課）	当該児童の住民票所在市町村 当該児童の施設所在市町村

(報告事案128号) 取 扱 い の 概 要	特別定額給付金は、基準日に住民登録のある世帯の世帯主へ支給されるが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な支給を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなる。 そのため、措置等を行った自治体より、住民票所在市町村と施設所在市町村へ情報提供を行う取扱いとされている（住民票所在市町村へは支給停止依頼、施設所在市町村へは支給依頼の連絡を行う）。 したがって、本市が当該児童等の住民票所在市町村または施設所在市町村である場合で、本市以外の自治体が当該児童等の入所措置等を行った場合は、当該自治体と本市が必要な情報提供を行い、確実に対象者本人に給付金を支給する必要があるため、事務処理に連続性があり本人外からの収集はやむを得ないものと判断し、当該児童等の入所措置等を行った自治体から入所児童等に係る情報を収集したもの。
実 施 機 関	福岡市長（市民局総務部特別定額給付金課）
報 告 年 月 日	令和2年9月17日
該当する基準の類型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	当該児童の措置等自治体
提供先（利用する課）	市民局総務部特別定額給付金課

(報告事案129号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人は認知症であり、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和2年10月6日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案130号) 取 扱 い の 概 要	福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品使用促進事業を実施するため、事務局である福岡県保健医療介護部薬務課への被保険者情報等及び医療情報の提供を行ったもの。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局生活福祉部保険医療課）
報 告 年 月 日	令和2年11月27日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：②】
収集先（利用させる課）	保健福祉局生活福祉部保険医療課
提供先（利用する課）	福岡県保健医療介護部薬務課

(報告事案131号) 取 扱 い の 概 要	家族が要介護認定に係る資料について情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、本人はアルツハイマー型認知症であり、資料提供についての同意欄への記載が困難であるため、家族の署名により提供を行った。
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報 告 年 月 日	令和3年2月26日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。令和2年度は該当がありませんでした。

(3) 上記の(1) (2)に該当しない事案

個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっていますが、令和2年度は該当がありませんでした。

8 個人情報の漏えい等の状況

令和2年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表11のとおりです。

表 1 1

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総 件 数	発 生 形 態 別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット 流出	盗難	その他
		8 3	4 0	1 3	3	1 6	1	0	1 0
規 模 別	1～5人	3 9	1 2	3	1 3	1	0	7	
	6～5 0人	1	1	0	3	0	0	1	
	5 1～1 0 0人	0	0	0	0	0	0	2	
	1 0 1～1 0 0 0人	0	0	0	0	0	0	0	
	1 0 0 1人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

(上記の主な内容)

- 令和2年5月 (紛失) 生徒20名の氏名、学年、学級、出席番号、住所
・中学校教諭が、各家庭に学習プリント等を投函するため移動中、個人情報が記載された名簿を紛失した
もの。
- 令和2年9月 (その他) メールアドレス 80名分
・留守家庭子ども会において、留守家庭子ども会を利用している児童の保護者に対して、台風に伴う
留守家庭子ども会の臨時休会に関するメールを送信した際に、「BCC」で送信すべきところ、誤って
「To」で送信したため、受信者が他の受信者のアドレスを見ることができる状態になったもの。
- 令和2年11月 (その他) 新型コロナウイルス感染症陽性患者21人分の氏名 (カタカナ表記の
み)、性別、年齢、入退院情報、病状
・市民向けパンフレットに、患者情報が記載された資料1枚を、誤ってホッチキス留めし、保健所に
配架したもの。
- 令和3年1月 (紛失) 生徒39名分の氏名、学年、学級、出席番号
・高等学校教諭が、帰宅中に立ち寄ったスーパーマーケットに、個人情報が記載された授業プリントを置
き忘れ紛失したもの。